





条第二項を「商法第四百七十九條第一項」に改める。

第六條第二項中「売出券面額」を「売出券面額の總額」に改める。

第二十八條第二項第三号及び第二十九條第三号中「資本金額」を「資本の額又は出資の總額」に改める。

第一百十一條第一項第四号中「券面額及び発行数」を「額面無額面の別、発行数及び券面額がある場合には券面額」に改める。

第一百八十八條第一項及び第二項中「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改める。

附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。

2 改正前の証券取引法第五條第一項第七号、第二十八條第二項第三号及び第二十九條第三号の規定は、株式会社合資会社については、この法律施行後も、当分の間、なお、その効力を有する。

○西川政府委員 たいだいま議題となりました商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法規の整理に関する法律案につきましてその提案理由を御説明いたします。

昭和二十五年五月成立いたしました商法の一部を改正する法律は、本年七月一日より施行せられることとなつておりますので、これに伴いまして銀行法、貯蓄銀行法、信託業法、担保付社債信託法、無盡業法、銀行等の債券発行等に関する法律及び証券取引法の七

法律中、商法を準用している規定その他商法改正に関連する規定を改正するために、本法案を提案いたしました次第であります。ただこの場合、金融機関の特殊性にかんがみ、商法の二、三の規定に特例を設けることとしたしたので、これを御説明いたします。

すなわち、第一点は銀行、無盡会社、信託会社につき無額面株式の発行を認めることは、その資本の金額を不確定にし、金融機関においては望ましくないと思われまゝので、その規定の適用を排除いたしました。第二点は銀行、信託会社、無盡会社について改正商法の規定により作成される計算書類の付属明細書の記載事項及び様式は、金融機関が一般事業会社と業態を異にする事情にかんがみ、主務大臣が定めることとしたしました。第三点は、銀行及び預金業務を営む無盡会社について株主の会計の帳簿書類の閲覧または謄写に関する規定は、信用機関としての特殊性にかんがみまして、これを適用しないものとしたしました。金融機関については、その事業の公共性にかんがみ、主務官庁の特別の監督を受け、特に厳重な検査が勵行されておりますので、右の規定の適用を排除いたしまして株主の利益を害するような債券発行等に関する法律により発行する金融債の発行限度の計算の基礎等となる自己資本の定義につきましては、改正商法の規定により、株式のプレミアム発行差額及び資産の再評価差額等が資本準備金として処理せられるようになりまして、右の資本準備金が同法の自己資本に算入することができるとして改正を加えました。また銀行等

が見返り資本による引受によつて発行した優先株式は、主務大臣の定める償却計画に従つて償却することとなつておりますので、この場合の資本減少については、株主總會の特別決議を要しないものとするものとしたしました。以上が本法案の提案の理由及びその内容の大要であります。何とぞ御審議の上すみやかに本法案に御賛成あらんことをお願いいたします。

○奥村委員長代理 これより本法案並びに昨二十三日に本委員会に付託となりました船主相互保険組合法の一部を改正する法律案、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案、及び保険法の一部を改正する法律案の四法案を一括議題といたしまして質疑に入ります。

○佐久間委員 たいだいま議題となつております商法の改正に伴う保険業法の改正に關しまして、「三質問をいたしたい」と思ひます。すなわち改正商法の第二百九十三條ノ五の第二項に、付属明細書の公示として「前項ノ書類ニハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ詳細ニ記載シ、資本及準備金ノ増減、取締役、監査役及株主ノ間ノ取引、担保権ノ設定、金融ヲ業トセザル会社ニ在リテハ金銭ノ貸付、他ノ会社ノ株式ノ取得並ニ固定財産ノ処分ヲ明示スルコトヲ要ス」と記載してありますが、保険業法の一部を改正する法律案におきましては、相互保険会社には適用せず、付属明細書の記載事項は主務大臣の命令で定める旨を規定しております。株式保険会社については、そのまゝ適用されてゐるのであります。株式保険会社は、第二百九十三條ノ五の第二項を適用するにあたりまして、同項の「詳細ニ記載シ」とある詳細とは、どの程度に記載すべきものであるか。

○長崎説明員 商法第二百九十三條ノ五の第二項に「業務及財産ノ状況ヲ詳細ニ記載シ」としてあるが、その「詳細ニ記載シ」というのは、どういふ程度かという御質問でありました。これは商法の一般の解釈になるわけでございまして、法務庁とも打合せた結果に基きまして御回答いたしますと、これを要するに、この商法の二百九十三條ノ五というものは、従来の決算書類の閲覧権だけでは株主の保護に十分でないといふところから、新たに規定せられた条文でありまして、今の決算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、營業報告書、損益計算書等では、十分に株主の監督の権利を發揮することができないといふので、それよりも詳細に書いて株主の保護に遺憾なからしめんとしたものであります。従ひまして、そういう目的を達成し得るものであれば十分でありますので、必ずしも細目的な事項を網羅的に記載する必要はないのであります。重要な事項を逸脱しない限り、概括的に記載することとすべきでないといふふうに解せられております。

○佐久間委員 さらにはこの条文の中に、「金融ヲ業トセザル会社」とありますが、保険会社はその「金融ヲ業トセザル会社」に該当しないのじやないか、こう思うのであります。その点はいかがでありますか。

○長崎説明員 保険会社が金融を業としない会社であるかどうかといふことではあります。この条文の目的からいたしまして、また保険会社の機能からいたしまして、もちろんこの保険の業務は一般の金融業務と違つたわけでございまして、その財産の利用の面におきましては、保険会社は一般の金融機関と同じように、株式投資とかあるいは

貸付をいたしておるわけでありまして、その財産利用の機能におきましては、一般の金融機関と異なるところはないと考えられます。従いましてここに書いてありますこの「金融ヲ業トセザル会社」には、保険会社は含まれない、換言しますならば、この条文の意味においては、金融を業とする会社というふうに解釈してさしつかえないものと考えられます。従いまして保険会社につきましては、貸付について一々付属明細書に、個々の貸付を明示する必要はないものと解せられます。以上法務府とも打合せの上お答え申し上げます。

○奥村委員長代理 それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

昭和二十六年五月三十日印刷

昭和二十六年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所